

事業所 各位

横浜市健康福祉局障害福祉サービス課

### 入所施設・居住系サービス（共同生活援助）における感染拡大防止のための留意点について

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、各施設で感染拡大防止の取組にご尽力いただいているところですが、今なお感染拡大は衰えず、感染者数の増加が続いている状況にあります。社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組については、感染者が発生した場合の留意点も含めて、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）に基づくご対応をお願いしているところです。

また、神奈川県から発出された「新型コロナウイルス感染症に対する入所施設における感染拡大防止の徹底について」（令和2年4月17日神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課）においては、「障害者支援施設等においては、障がい児者の生活を維持するため、施設の運営を止めるわけにはいかないものと認識しており」、「管理者をはじめ職員の皆様におかれましては、絶対に新型コロナウイルス感染症を発生させない、利用者とそのご家族を守るという強い決意をもって、公私にわたり適切な対応をとっていただきますようお願いいたします」とあります。

各事業所におかれましては国の事務連絡を再度のご確認いただき、引き続き感染拡大防止対策の徹底をお願いするとともに、あわせて以下の内容を参考にご対応を行っていただきますようお願いいたします。

#### 1 利用者・職員等がPCR検査を受診することになった場合

##### 【共通事項】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・施設内、運営法人内での情報共有</li><li>・関係機関、当該利用者の家族等への連絡</li><li>・保健所の助言、指導に基づく対応の実施</li><li>・濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認</li><li>・人員体制の確保</li><li>・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施</li></ul> |
|---|

##### 【受診者に応じた対応】

受診者	対応
入所利用者 グループホーム利用者	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該利用者を個室等へ移動する。（可能な限り、生活空間を分けるなどの対応）</li><li>・当該利用者とその他利用者の支援を行う職員を分けて対応する。</li></ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"><li>・診断が確定するまで、当該職員は自宅待機等で対応する。</li></ul>

#### 2 利用者・職員等がPCR検査で陽性となった場合

##### (1) 保健所が行う行動調査の実施前

##### 【共通事項】

- ・施設内、運営法人内での情報共有
- ・関係機関、当該利用者の家族等への連絡
- ・保健所の助言、指導に基づく対応の実施
- ・保健所が行う行動調査への協力（濃厚接触が疑われる利用者・職員等の確認）
- ・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施

【感染者に応じた対応】

感染者	対応
入所利用者 グループホーム利用者	・保健所の指示に基づき、当該利用者は原則入院
職員	・濃厚接触が疑われる者以外の職員で勤務編成を行う。

※行動調査：利用者・職員等がPCR検査で陽性になった場合、「濃厚接触者」の範囲を特定するため、事業所を訪問するなどにより、保健所が行う調査。

(2) 保健所の行動調査実施後（保健所が濃厚接触者を特定）

【共通事項】

- ・施設内、運営法人内での情報共有
- ・関係機関、当該利用者の家族等への連絡
- ・保健所の助言、指導に基づく対応の実施
- ・施設内の消毒、定期的な換気その他の感染拡大防止の取組を継続して実施
- ・濃厚接触者の状況把握

【濃厚接触者に応じた対応】

濃厚接触者	対応
入所利用者 グループホーム利用者	・当該利用者を個室等へ移動する。（可能な限り、生活空間を分けるなどの対応） ・当該利用者とその他利用者の支援を行う職員を分けて対応する。
職員	・当該職員は14日間の自宅待機を行い、職場復帰時期は保健所の指示に従う。 ・濃厚接触者以外の職員で勤務編成を行う。

3 その他

- (1) この連絡は現時点のものであり、今後の状況等によっては、この連絡と異なる対応となることがあります。
- (2) 保健所からの指示のある場合、その指示を優先し、ご対応するようお願いいたします。
- (3) 職員や利用者等で感染が確認された場合（または感染が疑われる方が発生した場合）においては、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年4月16日健障サ第439号）に基づき、本市への速やかなご連絡をお願いします。（連絡先 [kf-covid19@city.yokohama.jp](mailto:kf-covid19@city.yokohama.jp)）

4 添付資料

「新型コロナウイルス感染症に対する入所施設における感染拡大防止の徹底について」（令和2年4月17日神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課）

## <参考>

○本市ウェブサイト「新型コロナウイルス関連情報」掲載資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.html>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」（令和2年4月16日健障サ第439号）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/coronairai.pdf>
- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0048\\_20200414.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0048_20200414.pdf)
- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年4月7日厚生労働省事務連絡）  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0053\\_20200420.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0053_20200420.pdf)
- ・「障害者福祉施設、サービス事業所等における新型コロナウイルス集団発生の防止に向けた対応について」（令和2年3月30日健障支第4566号）  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0037\\_20200330.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0037_20200330.pdf)
- ・厚生労働省「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」  
[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0035\\_20200330.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/fukushi/default2020.files/0035_20200330.pdf)

## <参考>

新型コロナウイルス感染症の感染者等の定義

対象者	定義
感染者	医療機関が特定（PCR陽性の者）
感染が疑われる者	施設等が判断 ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者 ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同室、長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同室、長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（抜粋）

## <参考>

新型コロナウイルス感染症に関連する「経営支援」、「国の支援・情報」等については、本市ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症に関する情報について」掲載資料をご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/>

**【担当部署】**

<入所施設等>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3607

<障害者グループホーム>

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係 電話 671-3565

障サ第 1093 号  
令和 2 年 4 月 17 日

指定障害者支援施設 } 管理者様  
指定障害児入所施設 }

神奈川県福祉子どもみらい局  
福祉部障害サービス課長

新型コロナウイルス感染症に対する入所施設における感染拡大防止の徹底に  
ついて（通知）

日頃から本県の障がい福祉施策に各段の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、厚生労働省からの事務連絡等を随時お送りするとともに、4月3日には「新型コロナウイルス感染症に対する社会福祉施設等における感染拡大防止対策の徹底について（福子総第 1006 号福祉子どもみらい局長通知）」を发出し、感染の拡大を防止するよう厳正な対応をお願いしてきたところです。

その後、4月7日に緊急事態宣言が出され、県民に対して外出自粛や商業施設の休業等をお願いしてきましたが、障害者支援施設等においては、障がい児者の生活を維持するため、施設の運営を止めるわけにはいかないものと認識しております。

現在、各施設においては、面会や外出の制限、利用者・職員のバイタルチェックの実施等、感染拡大防止対策を徹底していただいていると承知しています。一方で、全国的に感染者の増加は止まらず、他自治体においては、障害者支援施設や介護施設等において集団感染が確認されている状況です。

このような中、各施設では不安と緊張を強く感じていると思いますが、そのような状況下にあっても、職員の皆さんが強い使命感をもって利用者の支援に尽力されていることに、改めて感謝の意を表します。

県としても、マスク・消毒用アルコールの優先供給等、感染拡大に向けた取組を進めてまいります。各施設においても引き続き感染拡大防止対策の徹底をお願いいたします。

管理者をはじめ職員の皆様におかれましては、絶対に新型コロナウイルス感染症を発生させない、利用者とその御家族を守るという強い決意をもって、公私にわたり適切な対応をとっていただくようお願いします。

問合せ先

運営指導グループ 大賀

電話 045-210-4705

福祉施設グループ 為田

電話 045-285-0738